

組合員証等裏面の様式改正による 臓器提供意思表示シールの配布のお知らせ

臓器の移植に関する法律の一部が改正されたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行規程による組合員証裏面の様式が改正され、臓器提供に関する意思表示欄を設けることになりました。

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます
(記入は自由です。)
記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
(特記欄：)

署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

※裏面の様式が変更される組合員証等とは、次のとおりです。

- 組合員証
- 組合員被扶養者証
- 任意継続組合員証
- 任意継続組合員被扶養者証

共済組合では、平成23年10月1日以後に交付する組合員証等から、裏面を新様式とすることとします。

また、平成23年9月30日以前に交付済の組合員証等(被扶養者証等含む)をお持ちの皆さまにつきましては、所属所の共済組合担当課から配布される「臓器提供意思表示シール(1シート6枚綴り)」を組合員証等の裏面に貼付してご利用くださいますようお願いいたします。

注) 臓器提供意思表示欄への記入は任意となります。

注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に自筆し、大切に保管してください。
- 保険診療を受けようとするときは、この証を必ず保険医療機関等の窓口で渡してください。
- 組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は氏名が変更になったときは、速滞なくこの証を組合に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

住所

備考

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます
(記入は自由です。)
記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
(特記欄：)

署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

◀ 現行の組合員証等の裏面
臓器提供意思表示シール ▶

組合員証等の裏面に貼ってください

「意思表示欄保護シール」について

臓器提供意思表示欄に記入した内容を他人に知られたくない場合は、臓器提供意思表示欄を記入後、上から貼り付けて使用する「意思表示欄保護シール」(1シート6枚綴り)も併せてお配りします。また、10月1日以後に交付する組合員証等について「意思表示欄保護シール」を希望される方は、勤務先の共済事務担当課までお申し出ください。 ※任意継続組合員の方については、個別に送付いたします。

臓器提供についてのお問い合わせ

社団法人 日本臓器移植ネットワーク(臓器移植に関する質問やお問い合わせ窓口)

TEL 0120-78-1069 ホームページ <http://www.jotnw.or.jp/>

詳細については、所属所の共済事務担当課または共済組合保険課資格システム班へおたずねください。

TEL 045-664-5425